

指定動物の選定の作業方針

下線部は二次選定以降での検討対象

選定要領の項目	今回の選定の詳細要件（～H18.6）	（参考）今後（H18.7～）の選定の詳細要件案
選定の前提条件		
「・・・規制を行わなければ」の判断	捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるもの又は今後、捕獲圧が主要な減少要因の一つになるおそれがあるものであること	（同左）
「絶滅するおそれ」の判断	環境省レッドリスト（現行版）の絶滅危惧 類（CR＋EN）、絶滅危惧 類（VU）掲載種であること	環境省レッドリスト（ <u>H18 改訂版</u> ）の絶滅危惧 類（CR＋EN）、絶滅危惧 類（VU）
「当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある」の判断	環境省レッドリスト（現行版）の準絶滅危惧種（NT）及び付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）掲載種であること	環境省レッドリスト（ <u>H18 改訂版</u> ）の準絶滅危惧種（NT）及び付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群（LP） <u>都道府県作成レッドリスト掲載種（取扱い要検討）</u>
選定要件（いずれかに該当）		
現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動物	環境省レッドリスト（現行版）の絶滅危惧 類（CR＋EN）掲載種の中から選定。ただし、主要な生息地・繁殖地が公園外にあるものは公園法で保護を図ることの効果有余がないため、公園内に主要な生息地等を有するものに限定する。	環境省レッドリスト（ <u>H18 改訂版</u> ）の絶滅危惧 類（CR＋EN） <u>及び 類（VU）</u> 掲載種の中から選定 <u>地域絶滅についてはレッドリスト（H18 改訂版）の付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）の中から選定</u>
高山、草原、汽水湿地など、特殊な生息地、生態を有する動物	（国立・国定公園との関係において、十分な情報がないため、今回の選定の対象としない。）	（H18年1年をかけて調査し、その結果を待って評価）
狭域分布種、限界分布種など、分布の特殊性を有する動物	我が国において一つの国立・国定公園の特別地域のみを主要な生息地とすることが判明している種（狭域分布種）の中から選定。（それ以外については十分な情報がないため、今回の選定の対象としない。）	（左記以外のものは、H18年1年をかけて調査し、その結果を待って評価）
学術的にみて地域個体群として特に重要な価値を有する動物	（国立・国定公園との関係において、十分な情報がないため、今回の選定の対象としない。）	（H18年1年をかけて調査し、その結果を待って評価）
景観構成上、重要な動物	当該動物を見るために国立・国定公園に多くの利用者が訪れている、又は当該動物の生息地・繁殖地であるということが当該地域の景観に特別な意味をもたらしていると認められる動物の中から選定。	（同左）
選定の留意事項		
ア原則として外来生物は選定しないこと	日本産、外国産を問わず、対象となる公園に本来生息しておらず、人為的（意図的、非意図的）に導入された可能性がある種は選定しない。	（同左）
イ個体として識別が容易な大きさ及び形態を有する動物を選定すること	爬虫類、両生類、昆虫類を対象。	爬虫類、両生類、昆虫類の他、 <u>昆虫類以外の陸産無脊椎動物</u> について検討対象とする。二次以降の選定作業では、対象生物の多い分類群（昆虫、無脊椎）については分類群毎に分科会を設置することも検討する。 <u>魚介類（水産庁との役割分担の変更が前提）及び哺乳類・鳥類（鳥獣保護法との役割分担の変更が必要）は、それぞれの役割分担の整理を待って検討対象に加える。</u>
ウ規制を行うことにより当該動物の保護上の効果が見込まれる動物を選定すること	現に捕獲圧のある動物の特別地域内での捕獲を規制することで捕獲圧の低減に直接的に効果のあるものであること。 今後生じうる捕獲圧に対し規制を実施することで予防措置を講じるとともに、指定動物に指定することにより地域社会における保護意識が向上し、当該動物又はその生息地への環境負荷が大きく低減されるなどにより、間接的に保護上の効果があると見込まれるものであること。	（同左） （同左）
選定の単位		
種又は亜種の単位で選定	種又は亜種の単位で選定する。	（同左）
基本方針の共通留意事項		
単に動物の捕獲規制等を行うのみならず、指定動物を含む生態系全体を保全する観点から、各種手法を用いた総合的な保護施策を実施することが必要。	目視又は簡易な器具による生息状況の定期的なモニタリングが技術的に可能であり、かつ、実際にモニタリングを実施できる見込みがあるものであること。	（同左）
	特別地域以外にも隣接して主要な生息地・繁殖地がある場合には、当該生息地の大部分が特別保護地区等として指定され、その環境保全が担保されていること。	（同左）
	二次的な自然環境に依存して生息している動物については、当該自然環境を維持・再生するための取組が現に実施され、又は指定後、実施される見込みがあること。	（同左）
	特殊な自然環境や特殊な餌資源を保全・再生する必要がある動物については、これらを保全・再生することが技術的に可能であり、かつ、実際に保全・再生を実施できる見込みがあること。	（同左）
	国立・国定公園の特別地域での捕獲規制を実施することにより、特別地域に指定されていない主要な生息地・繁殖地において捕獲圧が著しく高まり、当該地域における個体群の存続に支障をきたすおそれがある場合は、これらの地域における保全対策が講じられる見込みがあること。	（同左）

